平成２３年（フ）第４４８号
大津市大江一丁目３番５―216号
債務者　鎌田みゆき
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
大津市本丸町６番５―307号
債務者　北川　久子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６６号
大津市苗鹿２丁目29番１号
債務者　小孫美佐子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
滋賀県近江八幡市鷹飼町874番地１　５―103号、前住所滋賀県近江八幡市金剛寺町423番地５
債務者　清水　道代
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５３２号
京都市伏見区納所下野40番地６
債務者　湯浅　貞三
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
京都市伏見区納所下野40番地６
債務者　湯浅　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
京都府城陽市寺田大畔23番地の84
債務者　宮本こと　玉　　清美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字浜田38番地
債務者　古川　謙二
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
京都市右京区太秦宮ノ前町34番地１　クレセントマツダ302号
債務者　完玄こと　香川　利次
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
京都府宇治市木幡平尾27番地の558
債務者　堀　　真樹
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
京都府向日市上植野町薮ノ下７番地
債務者　曽根田進也
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１１号
兵庫県西宮市中屋町２番33―202号
債務者　義　　智子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県尼崎市常松１丁目６番17―301号、前住所兵庫県三木市福井２丁目１番１号
債務者　佐々木厚子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８７号
兵庫県尼崎市田能４丁目16番２―401号
債務者　髙松はるみこと　周　　殷任
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目２番３号、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂井52番地の６
債務者　山下　松子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県姫路市継312番地１　プチボヌール101号
債務者　谷　　玲華
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７号
広島県尾道市栗原町11801番地２
債務者　高垣　　結
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係